

東京消防庁

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 財 産

2 実地審査場所

東京消防庁

3 審査の方法

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、東京消防庁執行分を審査した。

審査に当たっては、

(1) 決算計数は、正確であるか

(2) 予算の執行は、適正かつ効率的になされているか

(3) 財産の取得、管理、処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

1 決算計数について

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

2 事業執行等について

特に意見を付する事項はない。

第3 決算の概要

1 歳入歳出決算の状況

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増()減額	収入率
使用料及手数料	322,546	349,545	26,999	108.4
国庫支出金	891,209	738,046	153,163	82.8
財産収入	529,512	519,495	10,016	98.1
諸収入	46,861,832	45,007,298	1,854,533	96.0
計	48,605,099	46,614,385	1,990,713	95.9

歳入は、第7款使用料及手数料ほか3款であり、予算現額486億509万余円、収入済額466億1,438万余円、比較減額19億9,071万余円、収入率95.9%である。

歳入の主な内容は、

- ・国庫支出金のうち、災害救急情報センター運営費補助金等の消防費国庫補助金

7億3,804万余円

- ・諸収入のうち、多摩地区の市町村からの消防費受託事業収入

441億2,109万余円

である。

イ 歳出

(単位：千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
消防費	238,696,187	236,944,282	0	1,751,904	99.3
諸支出金	4,971	4,970	0	0	100.0
計	238,701,158	236,949,252	0	1,751,905	99.3

歳出は、第16款消防費及び第18款諸支出金の2款で6項18目に区分し執行しており、予算現額2,387億115万余円、支出済額2,369億4,925万余円、不用額17億5,190万余円、執行率99.3%である。

主な執行内容は、

- ・職員費及び管理事務等に要したものの

(項) 消防管理費 (目) 管理費 1,895億4,733万余円

- ・消防車両及び総合情報通信体制等の整備に要したものの

(項) 消防活動費 (目) 装備費 100億3,440万余円

・消防団の運営及び活動に要したものの

(項) 消防団費 (目) 活動費 25億9,292万余円

・普通退職及び定年等退職に要したものの

(項) 退職手当及年金費 (目) 退職費 170億9,694万余円

・消防署等の庁舎建設等に要したものの

(項) 建設費 (目) 庁舎建設費 64億3,731万余円

である。

2 財産の管理状況

ア 財産

区 分	平成15年度末現在高	平成14年度末現在高	増()減
1 公有財産			
土地	463,612.92 m ²	462,664.96 m ²	947.96 m ²
建物	641,691.51 m ²	625,788.30 m ²	15,903.21 m ²
動産(船舶)	4隻(230.00総トン)	4隻(230.00総トン)	0隻
(浮棧橋)	5個	5個	0個
(航空機)	6機	6機	0機
物権(地役権)	19.93 m ²	19.93 m ²	0 m ²
無体財産権			
特許権	15件	15件	0件
著作権	22件	22件	0件
実用新案権	2件	3件	1件
その他準ずる権利	13件	19件	6件
出資による権利	184,000,000円	184,000,000円	0円
2 物品	9,739点	10,509点	770点
3 債権	265,324,072円	253,794,072円	11,530,000円

消防庁で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の増加は、荒川消防署白鬚西出張所用地(400.00m²)の財務局からの所管換えによるもの及び玉川消防団第8分団格納庫用地(233.75m²)の寄付受領によるもの
- ・建物の増加は、足立消防署(6,265.49m²)新築及び宮城待機寮(1,958.75m²)等の東京都職員共済組合への賃貸借料の完済により、無償譲渡を受けたことによるもの
- ・無体財産権の減少は、実用新案権及びその他準ずる権利の消滅によるもの
- ・物品の減少は、部隊運用装置の更新にかかる指令装置等を廃棄したことによるものである。